

東久留米市 小口零細企業資金 融資制度のご案内

平成31年度～



お申し込み・お問い合わせ先

東久留米市
市民部産業政策課

東久留米市本町三丁目3-1 [市役所6階]
TEL:042-470-7743 FAX:042-470-7811

◆ 小口零細企業資金融資とは

本融資制度は、信用保証協会及び金融機関が導入した責任共有制度の影響を受ける小規模企業者に対し、国の全国統一保証制度(小口零細企業保証制度)に準拠した融資制度を導入することにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって育成振興及び経営の安定を図ることを目的としたものです。

- ◇ **責任共有制度とは**・・・平成19年10月1日より、保証協会による原則100%保証であった融資について、金融機関が一定のリスクを負うことになりました。
- ◇ **国の全国統一保証制度(小口零細企業保証制度)とは**・・・責任共有制度による影響(貸し倒れ等のリスクから、金融機関の審査が厳しくなることが予想されます。)を受けないために、一定の要件(「小規模企業者であること」、「申込金額と保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下であること」)を満たせば、責任共有制度の対象から除外となる制度のことです。

本制度融資は、以下の基本要件を満たしている方が対象となります。

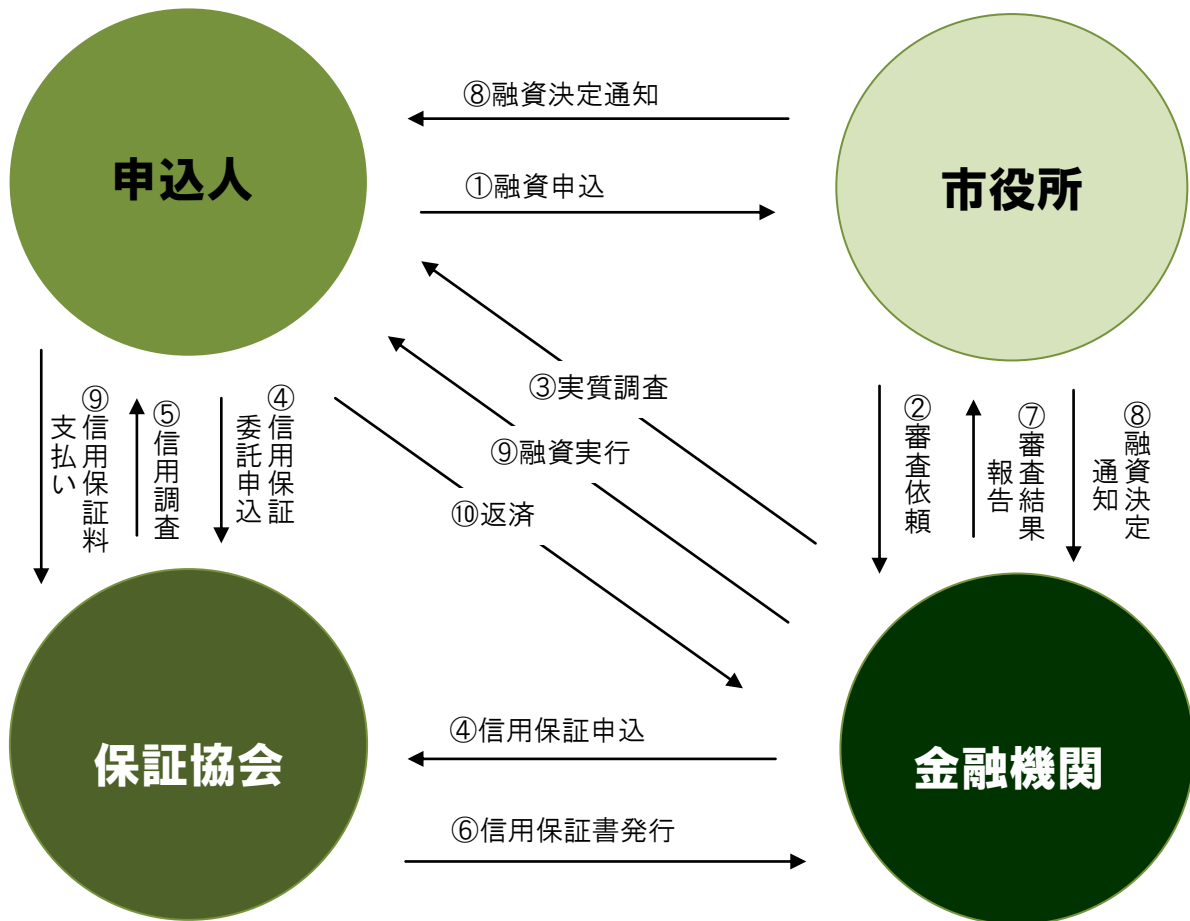
- ◇ **中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定められた小規模企業者(下表参照)で、信用保証協会の保証対象業種を営む方であること(ただし、不動産業を除く)。**
- ◇ **申込金額と保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下であること。**

業 種	従 業 員 数
特定事業(※)を行う会社及び個人	常時使用する従業員の数が 20 人以下 (卸売業・小売業・サービス業は 5 人以下)
事業協同小組合	特定事業(※)を行うもの又は 組合員の3分の2以上が特定事業(※)を行う者
特定事業(※)を行う企業組合	当該事業に従事する組合員の数が20人以下
特定事業(※)を行う協業組合	常時使用する従業員の数が20人以下
医業を主たる事業とする法人	常時使用する従業員の数が20人以下

※特定事業とは、中小企業信用保険法施行令第1条で定める業種のこと、次に掲げる業種以外の業種のことです。

1. 農業
2. 林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)
3. 漁業
4. 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

◆ 手続の流れ



- ✦ 中小企業資金融資との併用も可能です。
- ✦ 1事業者につき1資金1口を融資します。ただし、「経営安定化資金」は他の資金と併用して融資を受けることができます。また、「運転資金」「設備資金」「併用資金」は、それぞれの限度額まで重ねて申し込むことができます。
- ✦ 申込金額と信用保証協会の保証付融資残高の合計額が2,000万円以下であることが条件です。(※融資残高が残りわずかであっても、融資実行時の額を基準とするため、その額を完済しないかぎり限度額を超えての申し込みはできませんので、ご注意ください。)

※申込時に、保証協会に保証付融資残高等の照会をするため、「情報提供に関する同意書」を提出していただきます。

- ✦ 審査のため、融資の貸付まで、申し込みから1ヶ月前後の期間を要します。
- ✦ あらかじめ取扱金融機関の融資窓口で、市の融資制度についてご相談しておく金融機関の手続きがスムーズになります。
- ✦ 申し込み時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

東久留米市小口零細企業資金融資制度

○共通要件

- ①適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。
- ②東京信用保証協会の信用保証を得られること。
- ③当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていること。
- ④現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと。
暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

※原則、法人の場合は、企業経営上責任ある役員連帯保証が必要で。

○東京都「小規模企業向け融資(小口)」の保証料補助との併用について

1 運転資金、2 設備資金、3 併用資金、4 経営安定化資金は、東京都「小規模事業向け融資(小口)」の都の保証料補助を併用して利用できる場合があります。
各資金別に定められた各要件に加え、法人税、事業税、その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納が無いことが要件となります。

制度・条件		融資要件		融資対象	融資限度額※1	利率※2	利子補給	融資期間	返済方法	
小口零細企業資金融資	1 運転資金	[法人] ① 小規模企業者であること。	[個人] ① 小規模企業者であること。	事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	700万円	1.875%	0.90%	7年以内(6ヶ月)	割賦償還	
	2 設備資金	② 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。	② 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市(西東京、小平、東村山、清瀬)に有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	1,000万円	1.875%	0.90%	7年以内(6ヶ月)		
	3 併用資金	④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。	④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税等(市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税)を完納していること。	運転資金及び設備資金(運転資金分については700万円を上限)	1,000万円	1.875%	0.90%	7年以内(6ヶ月)		
	4 新規開業資金	A[会社を設立しようとする方] ① 申し込みの際に市内に住所を有すること ② 法人を設立して市内に、融資を受けた日から起算して3カ月以内に創業すること ③ 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。	B[個人で事業を営もうとする方] ① 申し込みの際に市内に住所を有すること ② 市内若しくは近隣4市に事業所を有し、融資を受けた日から起算して3カ月以内に創業すること ③ 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。	4 新規開業資金		500万円	1.700%	0.90%		7年以内(6ヶ月)
	5 特定創業資金	C[法人] ※創業1年未満の方 ① 市内に本店所在地を有すること ② 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ③ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。		D[個人] ※創業1年未満の方 ① 申し込みの際に市内に住所を有すること ② 市内若しくは近隣4市に事業所を有すること。 ③ 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。						
	※4及び5の融資要件は、A～Dのいずれかに該当すること。		※特定創業資金の場合 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく証明書		特定創業者が事業を新規に開始(事業を開始してから1年未満の場合も含む)する際の運転資金及び設備資金	700万円	1.300%	0.70%		7年以内(12ヶ月)
6 経営安定化資金	[法人] ① 小規模企業者であること。 ② 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。 ⑤最近3ヶ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。	[個人] ① 小規模企業者であること。 ② 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市(西東京、小平、東村山、清瀬)に有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ④ 市税の納税義務者であつて、納付すべき市税等(市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税)を完納していること。 ⑦ 最近3ヶ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な運転資金	300万円	1.875%	1.20%	5年以内(6ヶ月)			

※1 申込時点で、申込金額と信用保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下であること。

※2 利率の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。

◆ 東久留米市の助成金

信用保証料の補助

新規借り入れをした方の信用保証料の2分の1(上限 25,000 円)までを補助しています。

ただし、繰上償還によって保証料の返還があった場合、申請時に偽りがあったことが発覚した場合は、保証料補助金の一部を返還していただく場合があります。

●東京都「小規模企業向け融資(小口)」の保証料補助との併用●

東久留米市「運転資金、設備資金、併用資金、経営安定化資金」の要件と、東京都「小規模企業向け融資(小口)」の要件を同時に満たす方は、市と都の保証料補助を併用して利用できる場合があります。

利子補給

市の融資をご利用の方がお支払いいただいた利子の一部について、年に2回(4月から9月までの上期分、9月から3月までの下期分)市から利子補給を行っています。利子補給率は、融資制度一覧表の利子補給率欄をご覧ください。ただし、利子の支払いを滞納しているとき、約定期間を過ぎたとき等、利子補給を受けられない場合があります。

◆ 東久留米市融資制度についての Q & A

Q 1. 個人で事業を営んでいましたが、最近法人を設立しました。法人になってから1年未満ですが、この制度融資の対象になりますか？

A 2. 同一事業を引き続き一年以上営んでいれば対象になりますが、個人で事業を営んでいた証明や納税証明書等も、個人のものも提出していただくことがあります。

Q 2. LLC(合同会社)、LLP(有限責任事業組合)なども融資の対象となりますか？

A 2. LLCは、対象外業種以外の事業内容であれば、融資の対象となります。LLPは事業内容に関わらず、対象となりません。

Q 3. 税の滞納がありますが、どうしたらいいですか？

A 3. 滞納分を支払った後、未納がないことを証明する納税証明書をお持ちください。(支払ってから、納税証明書に反映されるまで時間がかかる場合があります。)

Q 4. 信用保証協会の保証が得られない場合は、融資は受けられますか？

A 4. 受けられません。保証協会の保証を付けることが条件となります。

Q 5. 東久留米市内の金融機関とは取引がないのですが、他市の支店でも融資は受けられますか？

A 5. 東久留米市の融資は、市内の取扱金融機関と東久留米市が契約を結んでいるものです。お取引がない場合は、お取引を開始していただくようお願いいたします。

Q 6. 特定創業とは何ですか？

A 6. 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定に基づき東久留米市長が発行する証明書の交付を受けた方が創業をする事をいいます。

◆ 提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本をお持ちください。

		法人	
		提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布
2	<input type="checkbox"/>	法人市民税の納税証明書	市・納税課で発行
3	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書	市・納税課で発行 (該当しない場合は課税台帳に無い事の証明:課税課で発行)
4	<input type="checkbox"/>		
5	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し及び決算書	直近のもの1期分(都制度利用の場合は2期分) ※税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済とあるもの
6	<input type="checkbox"/>	会社の登記簿謄本	田無登記所で発行
7	<input type="checkbox"/>	法人の印鑑証明書	田無登記所で発行
8	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	市・産業振興課で配布
9	<input type="checkbox"/>	見積書	設備資金の場合 ※発行企業の印があるもの (図面・カタログ等を添付すること)
10	<input type="checkbox"/>	月別売上高比較表	経営安定化資金の場合 ※最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10以上%減少していること (月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること)
11	<input type="checkbox"/>	法人税(その1)又は事業税の納税証明書※3	都制度利用者の場合
12	<input type="checkbox"/>	特定創業の証明書	特定創業資金の場合 東久留米市長が発行するもの
13	<input type="checkbox"/>	新規開業事業計画書	新規開業、特定創業資金のみ
14	<input type="checkbox"/>	委任状	※代理申請の場合
15	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	

		個人	
		提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布
2	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
3	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書	市・納税課で発行 (該当しない場合は課税台帳に無い事の証明:課税課で発行)
4	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書※2 又は 備考参照	市・納税課で発行 (他の保険に加入している場合は加入保険証の写し)
5	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し及び決算書	直近のもの1期分(都制度利用の場合は2期分) ※税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済とあるもの
6	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
7	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	市・市民課で発行
8	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	市・産業振興課で配布
9	<input type="checkbox"/>	見積書	設備資金の場合 ※発行企業の印があるもの (図面・カタログ等を添付すること)
10	<input type="checkbox"/>	月別売上高比較表	経営安定化資金の場合 ※最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10以上%減少していること (月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること)
11	<input type="checkbox"/>	法人税(その1)又は事業税の納税証明書※3	都制度利用者の場合
12	<input type="checkbox"/>	特定創業の証明書	特定創業資金の場合 東久留米市長が発行するもの
13	<input type="checkbox"/>	新規開業事業計画書	新規開業、特定創業資金のみ
14	<input type="checkbox"/>	委任状	※代理申請の場合
15	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	

		連帯保証人	
		提出書類	備考※1
1	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
2	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書	市・納税課で発行 (該当しない場合は課税台帳に無い事の証明:課税課で発行)
3	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書※2 又は 備考参照	市・納税課で発行 (他の保険に加入している場合は加入保険証の写し)
4	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
5	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	市・市民課で発行
6	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	

連帯保証人の要件

- 1 市町村税(特別区税を含む。)の納税義務者であり、かつ、既に納期の経過した分の市町村税を完納していること。
- 2 国民健康保険税の納税義務者であるときは、既に納期の経過した分の国民健康保険税を完納していること。

原則、法人の場合は、企業経営上責任のある役員の連帯保証が必要となります。

※1 備考は東久留米市役所で発行する際の部署名です。東久留米市以外で発行が必要な各種証明書がある時は、各市区町村等へお問い合わせください。

※2 国民健康保険料の方は、国民健康保険料を請求されている事がわかる書類を提出してください。(例:納付書のコピーなど)

※3 法人税(その1)の納税証明書は、東村山税務署で発行。事業税の納税証明書は、小平都税支所で発行。

◆取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号
東和銀行	東久留米中央支店	042-477-8111
	東久留米西支店	042-474-1311
りそな銀行	東久留米支店	042-471-3201
	東久留米滝山支店	042-471-7611
きらぼし銀行	東久留米支店	042-473-5151
	滝山支店	042-474-7211
青梅信用金庫	東久留米支店	042-471-1811
西武信用金庫	東久留米支店	042-475-5311
多摩信用金庫	東久留米支店	042-477-2111

◆関係機関

協会名	住所・電話番号
東京信用保証協会 立川支店	〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階 ☎042-525-6621(代)

経営安定化の優遇措置

通常の要件に加えて、最近3ヶ月の売上高または生産高が、前3年のいずれかの同期と比較して10%以上減少している方には優遇措置があります。

利子補給

利率1.875%のうち、1.2%分は市から利子補給が受けられます。
中小企業の方の負担は0.675%分となります。

創業関連の優遇措置

「新規開業資金」、「特定創業資金」の融資要件を満たす方は優遇措置があります。

利

率

新規開業資金 1.7%

特定創業資金 1.3%

利子補給

●新規開業資金は、利率のうち0.9%分の利子補給を市から受けられます。
負担は0.8%分となります。

●特定創業資金は、利率のうち0.7%分の利子補給を市から受けられます。
負担は0.6%分となります。